

お知らせ

平成31年4月より ごみの分別が一部変わりました！

なにが変わる？

ごみ処理施設の変更（裏面参照）などに伴い、ごみの分別が一部変更しました
主な変更点を排出場所ごとにまとめました

処理施設
(可燃)

伊那中央清掃センター

(伊那市 美原)

⇒

上伊那クリーンセンター

(伊那市 富県)

※ 直接搬入：上伊那クリーンセンターへ（ガイドブックP.18）

★ごみステーション★

| 品目 | 3月まで | 現行(4月より) | ガイドブック ページ |
|---------------------------------|---|---|----------------|
| ○廃プラスチック | 廃プラスチック (黒の袋) | 燃やせるごみ (赤の袋) 鋭利・感染性のあるものは出せません (注射針・体液の付着したものは医療機関へ返却) | P.14-15 |
| ○アルミ箔製品 | 燃やせないごみ(金属) (青の袋) | | |
| ○在宅医療から出た プラスチック製品 | 禁止※ | | |
| ★詳細は裏面「燃やせるごみ」に変わるプラスチック類の一例を参照 | | | 出せないもの P.19 |
| 注目 | 現行の廃プラスチックの袋(黒の袋)は燃やせないごみの袋(青の袋)の代替品として使用可(平成29年10月以降に購入した袋に限る) | | |

★資源物等の拠点収集★

| 品目 | 3月まで | 現行(4月より) | ガイドブック ページ |
|--------------------------------------|-----------|-------------------------------|---------------|
| ○ビデオテープ類 ○家庭菜園用ビニール類 (マルチ・ハウス) | 資源物等の拠点収集 | 燃やせるごみ (赤の袋) | P.14-15 |
| ○乾電池 | 分別不要 | アルカリ電池 マンガン電池 | P.10 |
| | | ニカド電池 リチウムイオン電池 小型充電式電池 | |
| | | ボタン電池 | |
| | | 3つに分別 | |

★その他★

| 品目 | 3月まで | 現行(4月より) | ガイドブック ページ |
|------------------|--------------------------------|--------------|---------------|
| ○取 灰 ○犬猫のトイレ砂 | 毎月 第3月曜日収集 | ⇒ 毎月 第3木曜日収集 | P.16 |
| | ※その他品目ごとの細かな変更あり ⇒ 詳細は分別早見表を確認 | | P.20-41 |

★注意事項★


◇ 旧指定ごみ袋の使用期限 ⇒ **3月最後のごみ収集日**まで

※旧指定ごみ袋・・・平成29年9月以前に購入したごみ袋

対象 燃やせる指定ごみ袋（赤） 大サイズ 証紙代 30円/枚のもの
燃やせない指定ごみ袋（青） 証紙代 30円/枚のもの
廃プラスチック用指定ごみ袋（黒） 証紙代 30円/枚のもの

★～お願い～資源プラスチックの出し方のポイント★

■対象品目

 マークのあるもの

■ごみ指定袋

紫の袋（資源プラスチック用回収袋）

■ポイント

- ① **汚れを落とす**
- ② 水気を切る
- ③ きれいになっているのを確認
- ④ **レジ袋などの小袋に入れず、そのままの状態で、**
資源プラスチック用回収袋に入れる



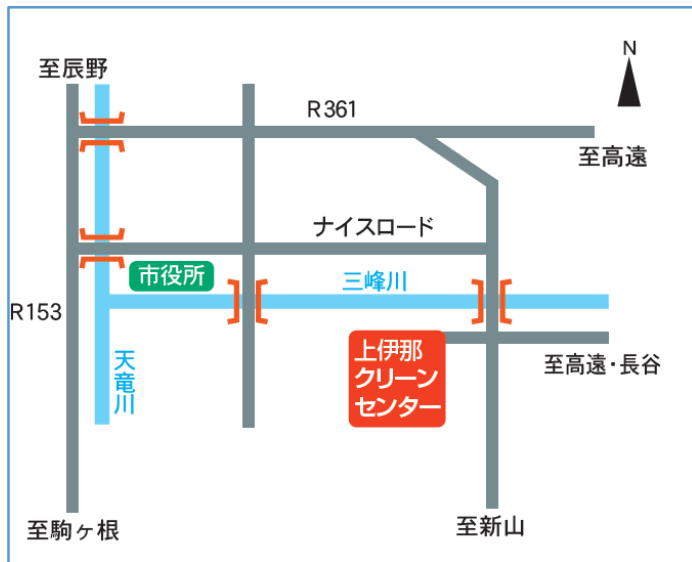
◇ 事業（農業を含む）から出るプラスチックごみは
すべて**産業廃棄物**です。一般家庭のごみと混ぜて
ごみステーションに出すことのないよう徹底をお願いします

出せないもの
⇒P.19

施設紹介

上伊那クリーンセンター

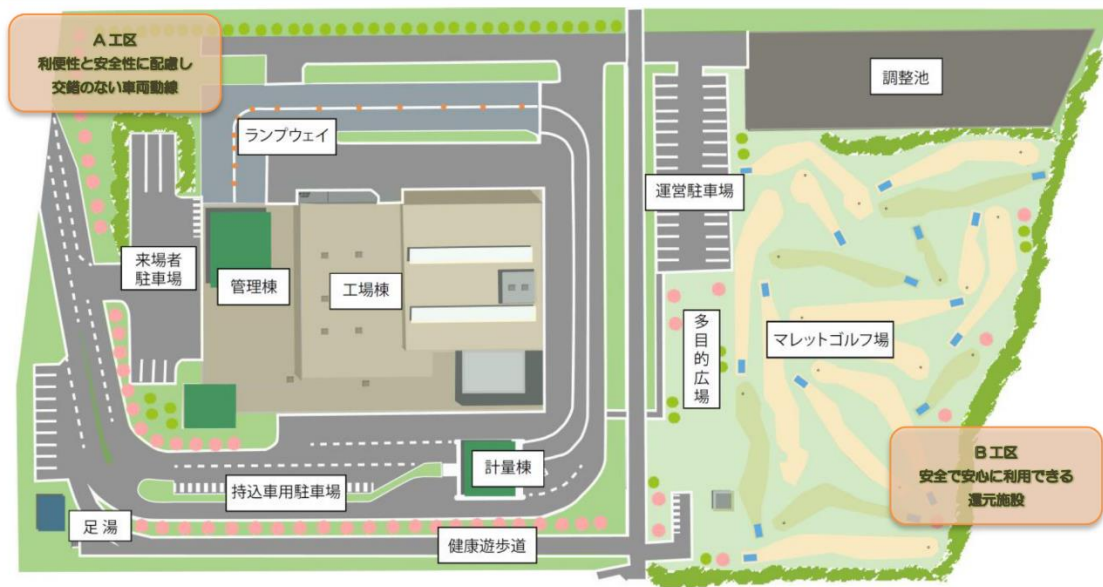
(新ごみ中間処理施設)



施設デザイン



全体配置計画(イメージ)



資源とならないプラスチック類などが『燃やせるごみ』に

※資源プラスチック（プラスチック製容器包装）として出せないプラスチック類などです。

燃やせるごみに変わるプラスチック類の一例

- ① **資源とならないプラスチック製品**（プラマークのないプラスチック）



ポリバケツ・洗面器、食品保存用タッパー・バック、スプーン・フォーク、ストロー、歯ブラシ、ハンガー、ビデオ・カセットテープ、ペン、CD・DVD、
・・・など

- ② ゴム製品

長靴、手袋、運動靴、・・・など

- ③ 皮革製品

かばん、革靴、ベルト・・・など

- ④ スポンジ製品

掃除用スポンジ、靴磨きスポンジ・・・など

- ⑤ アルミ箔製品

アルミホイル、アルミ箔容器・・・など

- ⑥ 資源とならない防水加工の衣類

カッパ・ヤッケ・・・など

- ⑦ プラマークやPET マークがあっても汚れの落とせないもの

- ⑧ 在宅医療から出たプラスチック製品

在宅医療により、患者や家族が自ら医療処置を行って発生した、非感染性で鋭利でないプラスチックやビニール類。

バッグ類、チューブ類・・・など

感染の心配のあるものや、注射針等鋭利なものは、医療機関等に返す。

★ご注意ください★

資源となるプラスチックや古紙類は、燃やせるごみとして出せません

資源プラスチック ⇒ 資源プラスチック用回収袋

古紙類 ⇒ 資源小屋

ごみの資源化・減量化への更なるご協力、よろしくお願ひします！

宮田村役場 住民課 住民係

TEL : 85-3183 (直通) FAX : 85-4725 E-mail : jumin@vill.miyada.nagano.jp